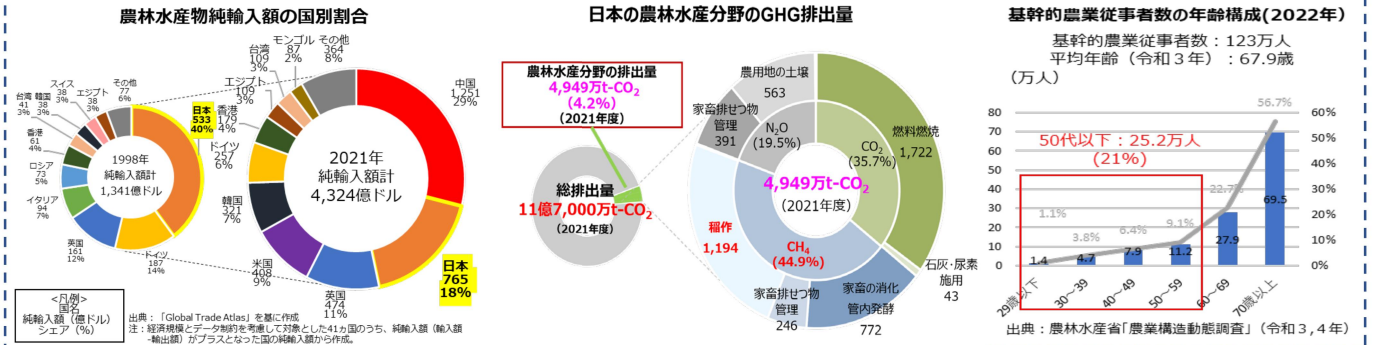


食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要

背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。



法律の概要

食料安全保障の確保

- 基本理念について、
 - 「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。(第2条第1項関係)
 - 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。(第2条第4項関係)
 - 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。(第2条第5項関係)
- 基本的施策として、
 - 食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)(第19条及び第21条関係)
 - 収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)(第22条関係)
 - 価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。(第23条及び第39条関係)

環境と調和のとれた食料システムの確立

- 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。(第3条関係)
- 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。(第20条及び第32条関係)

農業の持続的な発展

- 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。(第5条関係)
- 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。(第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係)

農村の振興

- 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。(第6条関係)
- 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定。(第43条から第49条まで関係)

施行の日

令和6年6月5日